

[Type text]



U.S. Customs and
Border Protection

ニュースリリース

2010年8月6日
連絡先：CBP 広報部
ジョアンヌ フェレイラ
(202) 344-1676

国土安全保障省(DHS)、税関国境取締局(CBP)からのESTA料金に関する暫定最終規則のお知らせ

ワシントンー米国税関・国境取締局(CBP)は本日ESTAに関する暫定最終規則を発表しました。その暫定最終規則は現在の国土安全保障省(DHS)の規則を改正し、2010年9月8日からビザ免除プログラム参加国の渡航者から電子渡航認証システム(ESTA)を申請する際にシステム運営と旅行促進にかかる料金を徴収する事になります。

CBPがESTAシステム運営にかかる費用として4ドル、それに加え義務的料金としての10ドルが旅行促進料金として徴収されます。(この料金は2009年合衆国議会警察運営技術改正法の公法111-145の9項に制定された2009年旅行促進法によって設定されました)。新規及び改正後のESTA料金額は合計14ドルになります。

ESTAをオンラインで申請(<https://esta.cbp.dhs.gov>)あるいは更新する際に全ての料金の支払いはクレジットカードあるいはデビットカードを通して支払われます。ESTAシステムでは現在以下のカードのみ受け付けています：マスターカード、ビザ、アメリカンエキスプレス、ディスカバー。申請者の全ての支払い情報が提出されるまで申請処理は開始されません。

DHSは本日連邦官報に暫定最終規則の告知を掲載し、10月8日までコメントを受け付ける予定です。ESTA料金の徴収は9月8日以降のESTA申請から開始されます。

ESTAはビザ免除プログラム参加国の全ての旅行者が、ビザ免除プログラムを利用して航空便、または船便から米国に渡航する前に認証を受けなければならない電子渡航認証です。ESTAはビザ免除プログラムを利用して米国に渡航する同プログラム参加国旅行者に2009年1月から取得が義務付けられています。

ESTA申請は旅行前ならばいつでも提出する事が可能で、通常一度認証されれば米国への複数回入国が可能で、2年間または申請者のパスポート有効期限、あるいはその他の再申請しなければならない状況が発生するまで有効です。新しい暫定最終規則では、既にESTA認証を受けた渡航者はESTA更新の際にはESTA料金を支払う必要はありません。この規則作成に関してのコメントを希望する方は整理番号USCBP 2010-0025が指定する連邦電子規則作成ポータル(<http://www.regulations.gov>)から指示に従いコメントを提出する事が出来ます。また以下の住所に郵送する事も出来ます。

Border Security Regulations Branch, Office of International Trade, Customs and Border Protection, (Mint Annex), Washington, D.C. 20229.

[Type text]

ビザ免除プログラム(VWP)とは国土安全保障省が施行しているプログラムで、適格と認定された市民と36の特定国市民が90日間以内の期間、観光または商用目的で米国にビザなしで渡航する事の出来るプログラムです。ビザ免除プログラムに関する追加情報はこちらをご参照下さい。

http://www.customs.gov/xp/cgov/travel/id_visa/business_pleasure/vwp/vwp.xml. エスタに関する追加情報はこちらをご参照下さい。

www.cbp.gov/ESTA.

###

米国税関・国境取締局は国土安全保障省の統合された国境機関で米国の国境と入国地におけるの運営、管理、保安に従事しています。CBPは数百年にも及ぶ米国法を施行しテロリストとテロ兵器の米国への侵入を防いでいます。